

選挙区及び定数に関する在り方調査会

選挙区及び定数に関する在り方調査会運営要綱第2条の規定に基づき、下記の事項について調査・報告を求めます。

記

- 1 人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割について
- 2 1を踏まえた三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について
 - (1) 三重県議会の議員の定数の在り方
 - (2) 三重県議会の議員の選挙区の在り方

令和元年10月7日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

